

生徒心得

(1) 礼儀

1. お互いに明るくすすんで挨拶をかわすこと。
2. 相手の気持ちを尊重し、自分の言葉や行動には責任を持つこと。

(2) 登校・下校

1. 必ず身分証明書と生徒手帳を携帯すること。
2. 時間に余裕をもって登校し、遅刻をしないこと。
3. 登下校中は交通規則を守ること。
4. 授業終了まで、外出はしないこと。
5. 原付・自動二輪・自動車等での登下校はしないこと。やむを得ず保護者に送迎してもらう場合には、担任を通して生活指導部へ連絡すること。
6. 部活動や許可を得ている生徒以外は、午後5時の下校時刻を守ること。

(3) 校内生活

1. 上ばき、下ばきの区別をきちんと守ること。

- と。上ばきは学校指定のものを履くこと。
2. ロッカーには鍵をかけ，ロッカー内は汚さずに整頓しておくこと。
 3. 校内では許可なくスピーカー等を使用する楽器類の練習や演奏はしないこと。
 4. 掲示物は，担任・顧問を通して生活指導部の許可を受けてから，所定の場所に掲示すること。
 5. 印刷物の配布や，金品の募集，署名運動なども上記4と同様，担任・顧問を通して生活指導部の許可を受けること。
 6. 施設・校具を破損した場合には，直ちに担任または顧問に届け，職員室に備えられた所定の用紙に記入し，関係教員の認印を得て生活指導部に届け出て，原則として弁償すること。
 7. 物品を遺失あるいは拾得した場合には，直ちに生活指導部に届けること。
 8. 監督の教員がいないときは，いかなる火気の使用も，絶対にしないこと。
 9. 学校の内外を問わず，飲酒，喫煙，その他非行に類する行為や，他人や本校の名誉を毀損する投稿をSNS等に行わないこと。

4. 所持品

1. 所持品には必ず記名し、学習上必要なもの以外は持ってこないこと。
2. 貴重品は必ず身につけておくこと。必要以上に金銭などを持ってこないこと。

5. 服装・頭髪規定

1. 通学時、および校外教育活動では、本校所定の制服を着用し、常に高校生としての品位を保つよう心がけること。

2. 制服

学校指定の制服を着用すること。

(注) 制服規定店

学生服専門 唐田中屋

042-624-1275

制服指定業者によるアフターケアは業者が学校に出張してきて行う。追加注文などもここで受け付ける。

(注) 体育館履・上履・ポロシャツ・ハーフパンツ 指定店

スポーツホックス 042-666-2525

3. 原則として以下のように、制服着用期間を守ること

冬服 10月1日～5月31日

夏服 6月1日～9月30日

但し、併用期間を別に設ける。

※夏服期間に限り学校指定のポロシャツとハーフパンツの着用を可とする。ただし、あくまでも略装であり、学校が正装の必要を認めた場合は正装すること。

4. 必要に応じて、セーター・ベスト・カーディガンの着用をしてもよい（無地：紺・黒・グレー・白・茶・ベージュのVネック）。ただし、式典及び学校行事等、学校が統一の必要を認めた場合は、紺・黒・グレーのみが着用可となる。また、冬服着用期間は通学時には上着を必ず着用すること。
5. 式典及び学校行事等、学校が統一の必要を認めた場合は、スラックスまたは正スカート、及びネクタイまたはリボンを着用すること。
6. 変形した制服を着用しないこと。
7. コート・ジャンパー・上着の色は紺・黒・グレー・白・茶・ベージュとする。
8. コートを着用する場合は通学時のみとし、校舎内では着用しないこと。
9. やむを得ない理由で制服が着用できない場合は、保護者から担任に連絡し、生活指

導部の許可を受けること。

10. ピアスなどのアクセサリー、化粧などはしないこと。
11. 頭髪は常に清潔にすること。パーマ・染毛・脱色・つけ毛など不必要な加工はしないこと。

(6) 自転車通学

1. 自転車で通学する必要がある生徒は、「自転車損害賠償保険等」に加入し保護者と連名で所定の願（自転車通学願）を届け出て、学校の許可を受けること。
2. 自転車通学をする場合は、ヘルメットを購入し、登下校時は必ず着用すること。
3. 許可された者は生活指導部から配布されたシールを自転車の後部に貼ること。
4. 生活指導部で指定した駐輪場に置くこと。

(7) ゴミの持ち帰りについて

1. ゴミは原則持ち帰りとする。
2. ペットボトル・缶は分別して所定の場所に捨てることができる。

(8) 携帯電話・スマートフォン等

1. 授業中・行事中は許可された場合を除き、絶対に使用しないこと。

3. 携帯サイトやインターネットにおいて他人の誹謗中傷をしないこと。

4. SNS等で個人情報をむやみに公表しないこと。

9. 施設・校具の使用

1. 施設、校具の使用には責任を持ち、関係教職員の許可を得ること。返納の時はその旨を報告すること。

10. 早朝・居残り規定

早朝 7:30～8:20

居残り 活動18:30まで 最終下校19:00
(ただし、文化・スポーツ等特別推薦実施部は、活動19:00まで最終下校19:30)

定期考査前1週間と定期考査中は、活動することはできない。ただし、公式大会の1週間前のみ17:00までを限度に活動することができる。

11. 休日登校規定

1. 休日に登校しようとする者は、事前に顧問・関係教員の承諾を得ること。

2. 休日や長期間休業中の活動時間は、原則として顧問・関係教員の直接監督が必要である。

3. 特別教室およびこれに関する教具類は、教員の直接監督のもとを使用すること。

12) 運転免許証等

*以下のバイクには原付も含む。

1. 原則として運転免許証は取得しないこと。
2. やむを得ない場合の免許証の取得については、保護者の承諾のもとで学校に届出を行うこと。バイク・自動車等の所持の場合も同様とする。
3. 制服でバイク・自動車等を運転しないこと。
4. 交通事故を起した場合は被害者・加害者にかかわらず、すぐ、警察に連絡し、交通事故届を学校に提出すること。徒歩・自転車・その他の場合も同様である。

13) アルバイト

原則としてアルバイトはしないこと。

14) 諸 届

1. 生徒より

種 別	様式	用紙備付 場 所	届 出 先
紛失・拾得物届	所定	職員室	受けた教員→生活指導部
交通事故届			担任→生活指導部
破損届			担任・顧問→生活指導部→経営企画室
公欠頼			担任・顧問→教務部→教科担当
外出許可頼			担任・顧問→生活指導部
早退許可頼			担任・顧問

2. 保護者より

種 別	様式	用紙備付 場 所	届 出 先
欠席・遅刻 ・早退・見学	生徒手帳		担任宛
忌引届・出停届	所定	職員室	担任を通じて教務部・保健部宛
自転車通学頼			担任を通して生活指導部宛
アルバイト届			
運転免許証取得届			
証明書発行申請書		経営企画室	経営企画室宛
住所変更届			担任に確認後、経営企画室宛
通学区間変更頼			
生徒氏名変更届			
保護者氏名変更届			
生徒証明書再発行頼			
旅客運賃学生			
割引証申請書			
休学転退学復学頼			

3. 遅刻・欠席

1) 当日の欠席・遅刻の場合は、午前8時30分までに保護者を通じて Classiに入力すること。

見学・早退は生徒手帳に記入後、担任に提出すること。

2) 欠引きの日数は、次の基準による。

父・母（7日間）

祖父母・兄弟姉妹（3日間）

伯叔父母・甥・姪（1日間）

従兄弟・従姉妹（1日間）

曾祖父母（1日間）

なお、葬儀のために遠隔地に旅行する必要がある場合には、実際に要する往復日数を加算することができる。